

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ◎動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（動物取扱業の登録を要する取扱い）</p> <p>第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。</p> <p>二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。</p> <p>（特定動物）</p> <p>第二条 法第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。</p> <p>（国庫補助）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>（特定動物）</p> <p>第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。</p> <p>（国庫補助）</p> <p>第二条（略）</p>

別表第一(第二条関係)

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) ～ (六)	(略)
二～三	(略)

別表第一(第一条関係)

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) ～ (六)	(略)
二～三	(略)